

J A東京中央 個人ネットバンク金利上乘せ定期貯金 商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(令和3年8月10日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (個人ネットバンク金利上乘せ定期貯金)
ご利用いただける方	・J Aネットバンクをご登録いただいた個人の方
期間	・定型方式 1年 ・自動継続のみ(元金継続または元利金継続の取扱いができません。)
取扱通帳	・総合口座通帳または定期貯金通帳
取扱期間	・令和3年8月10日(火)～令和4年3月31日(木)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上～1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.128%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。自動継続後は、スーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示利率(基準金利)は、J A東京中央のHP・J A東京中央支店窓口の金利ボードに表示しています。または、お電話にて各支店の窓口等にお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の場合は、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または信用共済部(電話：03-3308-3193)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="347 405 1350 667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、事業利用分量配当制度の対象外となります。 ・窓口での取扱いは不可となります。 ・金利環境の変化等により、募集期間中であっても適用金利の変更または取扱いを中止する場合があります。また、募集総額 20 億円に達した場合、販売を終了する場合がありますので、予めご了承下さい。 ・総合口座通帳を選択する場合は、既存で総合口座定期貯金の開設が無くともネットバンク定期貯金の開設は可能となります。ただし、総合口座の新規定期貯金口座を開設いただいた場合またはサービス利用口座の登録をした場合は、開設または登録いただいた日の2日後からネットバンク定期が作成可となります。定期貯金通帳の場合は、予め窓口にて定期貯金通帳の開設が必要となります。 ・ネットバンクにて総合口座通帳に新規定期貯金口座開設後、表紙裏面の定期貯金口座番号の印字や定期貯金の記帳等を行う場合は通帳磁気の更新が必要となりますので、JA東京中央の支店窓口にお申し出下さい。 ・ネットバンクの利用開始にあたり、代表口座の登録（利用登録）完了後、本人確認等の認証情報登録が必要となります。（認証情報登録は、翌日6:30以降に登録が可能となります。） ・JAネットバンクの新規申込みが可能な方は、①日本国内居住の個人の方、②JAにキャッシュカード発行済みの普通貯金口座（総合口座を含む）をお持ちの方、③インターネットに接続可能なパソコンまたはご本人名義のスマートフォン等を保有している方、④ご本人名義のメールアドレスを保有している方、⑤JAネットバンク利用規約を承諾された方です。 ・ネットバンクより満期解約予約（総合口座のみ）や中途解約ができます。中途解約の予約は不可となります。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京中央

J A東京中央 個人ネットバンク金利上乗せ定期貯金 商品概要説明書

大口定期貯金

(令和3年8月10日現在)

商品名 (愛称)	・大口定期貯金 (個人ネットバンク金利上乗せ定期貯金)
ご利用いただける方	・ J A ネットバンクをご登録いただいた個人の方
期間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続のみ(元金継続または元利金継続の取扱いができません。)
取扱通帳	・ 総合口座通帳または定期貯金通帳
取扱期間	・ 令和3年8月10日(火)～令和4年3月31日(木)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率(大口定期貯金の店頭表示利率に0.128%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。自動継続後は、大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭表示利率(基準金利)は、J A東京中央のHP・J A東京中央支店窓口の金利ボードに表示しています。または、お電話にて各支店の窓口等にお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の場合は、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。) ・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱はできません。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率・B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 各支店または信用共済部(電話：03-3308-3193)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="352 405 1428 667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、事業利用分量配当制度の対象外となります。 ・窓口での取扱いは不可となります。 ・金利環境の変化等により、募集期間中であっても適用金利の変更または取扱いを中止する場合があります。また、募集総額 20 億円に達した場合、販売を終了する場合がありますので、予めご了承下さい。 ・総合口座通帳を選択する場合は、既存で総合口座定期貯金の開設が無くともネットバンク定期貯金の開設は可能となります。ただし、総合口座の新規定期貯金口座を開設いただいた場合またはサービス利用口座の登録をした場合は、開設または登録いただいた日の 2 日後からネットバンク定期が作成可となります。定期貯金通帳の場合は、予め窓口にて定期貯金通帳の開設が必要となります。 ・ネットバンクにて総合口座通帳に新規定期貯金口座開設後、表紙裏面の定期貯金口座番号の印字や定期貯金の記帳等を行う場合は通帳磁気の更新が必要となりますので、J A 東京中央の支店窓口にお申し出下さい。 ・ネットバンクの利用開始にあたり、代表口座の登録（利用登録）完了後、本人確認等の認証情報登録が必要となります。（認証情報登録は、翌日 6:30 以降に登録が可能となります。） ・J A ネットバンクの新規申込みが可能な方は、①日本国内居住の個人の方、② J A にキャッシュカード発行済みの普通貯金口座（総合口座を含む）をお持ちの方、③インターネットに接続可能なパソコンまたはご本人名義のスマートフォン等を保有している方、④ご本人名義のメールアドレスを保有している方、⑤ J A ネットバンク利用規約を承諾された方です。 ・ネットバンクより満期解約予約（総合口座のみ）や中途解約ができます。中途解約の予約は不可となります。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京中央